

○大津市教育集会所条例

昭和51年3月30日

条例第3号

(設置)

第1条 市民の教育、文化の向上を図るため、本市に教育集会所(以下「集会所」という。)を設置する。

(平9条例29・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大津市立坂本教育集会所

位置 大津市坂本六丁目11番48号

(事業)

第3条 集会所においては、次の事業を行う。

- (1) 各種学級、講座等の開設に関する事。
- (2) 自主的教育活動の育成指導に関する事。
- (3) 体育レクリエーション活動の実施に関する事。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 集会所を使用しようとする者は、教育委員会に申請し、使用の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、集会所の管理上必要があると認めるときは、前条の使用の許可について、必要な条件を付することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集会所の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他教育委員会が管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消)

第6条 教育委員会は、集会所の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規定に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条第2項各号の規定に該当するに至ったとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、使用の許可の際、次の使用料を納付しなければならない。

区分	9時～13時	13時～17時
集会室	520円	520円
和室(6畳)	150	150
和室(8畳)	210	210
会議室	310	310

(平9条例10・平9条例29・一部改正)

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、集会所の施設若しくは設備等を故意又は重大な過失により損傷若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償の額は、その都度教育委員会が定める。

(職員)

第11条 集会所に所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、集会所の管理運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則(昭和57年6月19日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

付 則(昭和58年9月22日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年6月22日)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大津市事務分掌条例、大津市職員の特殊勤務手当に関する条例、大津市医療費助成条例、大津市老人福祉医療費助成条例、大津市国民年金保険料等貸付条例、大津市同和対策住宅資金貸付審査委員会条例及び大津市教育集会所条例の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

付 則(昭和63年3月19日)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大津市役所支所設置条例、大津市児童福祉施設条例、大津市立老人憩の家条例、大津市地域総合センター条例、大津市市民プール条例、大津市自転車駐車場条例、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例、大津市水道事業給水条例、大津市立学校の設置に関する条例、大津市教育集会所条例、大津市市民格技場条例及び大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の規定は、昭和63年2月15日から適用する。

付 則(平成元年3月23日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市教育集会所条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る教育集会所の使用料について適用する。

附 則(平成9年3月21日条例第10号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(大津市教育集会所条例の一部改正に伴う経過措置)

第35条 改正後の大津市教育集会所条例第7条の規定は、施行日以後の使用に係る教育集会所の使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る教育集会所の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年6月27日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。